

第22回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

令和3年12月4日(土)

京都犯罪被害者支援センターと京都市は令和3年12月4日、「第22回犯罪被害者支援京都フォーラム(京都府、京都府警察本部、京都弁護士会、京都府犯罪被害者支援連絡協議会後援)を京都市中京区の京都市男女共同参画センターウイングス京都で開催しました。コロナ禍が続いたため2年ぶりの開催でしたが、約100人が参加。被害者支援のための特化条例制定に焦点を当て、基調講演「犯罪被害者とその支援」とパネルディスカッション「地域社会における被害者支援と条例の役割」を繰り広げました。

基調講演

「犯罪被害者とその支援 – 私の体験」

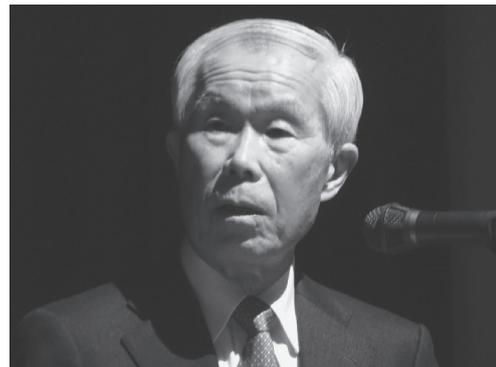
講師:平井 紀夫さん

全国被害者支援ネットワーク特別顧問
京都犯罪被害者支援センター副理事長

北京から息子の死を告げる突然の電話

1996年9月、北京の在中国日本大使館から突然、自宅に電話が入りました。「あなたの息子はホテルで首を切られ、死んでいる。すぐ北京へ来てもらいたい」という内容でした。中国を旅行中だった大学生の長男が宿泊先のホテルで強盗に襲われ、殺された、ということです。私は全身が熱くなって、その場に座り込んでしまいました。それからマスコミの取材攻勢が始まり、北京空港までテレビカメラが待ち構えていました。

北京郊外の遺体安置所で遺体を確認し、警察の事情聴取を受けたり、北京のホテルでいろんな人と出会ったりしましたが、妻と二人で食事ということになると、もう食べられません。当然眠れません。帰宅してからも、出会う人すべてが自分を凝視している、と思って



しまう。近所の人から慰めや励ましの言葉をいただくが、受ける側からすれば、元気なはずがない。「何気ない一言が被害者の心を傷つける」。まさに同じような経験だったのです。

私は毎週土曜日日曜日に墓参りを続けました。10年、20年と続けています。それから、ごみ拾いを始めました。長男が阪神淡路大震災で被災者支援に出か



けたり、近所の福祉事務所のお手伝いをしていたことから、自分にも何かできることはないか、そう考え毎月1回のごみ拾いを20数年続けています。

京都犯罪被害者支援センター設立当初からお手伝いしており、一昨年まで全国被害者支援ネットワークの理事長もしていましたが、被害者に対して、継ぎ目のない支援をしていくためには、さまざまな関係機関と民間団体が役割を分担して支援する体制が必要です。犯罪被害者支援条例が、その体制の確立を促すこととなります。

いつでも相談できる体制確立

私が全国被害者支援ネットワークの理事長だった2016年、軽井沢で大きなバス事故があり、被害者の多くは東京の学生でしたが、その家族は全国にいらしゃった。京都アニメーション放火殺人事件も同様ですが、希望があれば全国各地のセンターでの支援が必要であり、ようやくその体制も整いました。

また、センターの相談窓口ですが、被害者は各センターの定められた時間帯（主に平日の昼間）だけでなく、土曜も日曜も、早朝も深夜も相談したいわけです。そこで全国被害者支援ネットワークが、各センターの相談時間以外、午前7時半から午後10時まで、休日、祝日も含めネットワークの相談センターで電話を受け的事业を始めました。このほかにも人材育成面では、経験、知識ともに豊かな人をリーダー役のコーディネーターとして認定し、各地のセンターの研修、養成講座などで役立つもらう仕組みを作ったり、ACジャパンを通じてテレビで広報活動を繰り返したりしました。

そして長年取り組んできて難しいのが、各センターの財政基盤の確立という課題です。ネットワークとし

ては日本財団の支援を得て、全国的に自動販売機による寄付という仕組みを作りました。もう一つは、読まれた本を寄付していただき、その売却代金をセンターに寄付として戻るというホンデリングです。

特化条例でより一層の被害者支援の充実を

現在、全国被害者支援ネットワークでは、地方自治体の犯罪被害者支援条例の制定に取り組んでいます。国の第4次犯罪被害者等基本計画が立案される際、三つの要望を出しました。その一つが犯罪被害者支援条例制定の促進です。なぜなら、条例制定の過程や結果が広報され、そのことで犯罪被害者あるいは被害者支援に対する理解が増えます。また特化条例には、その目的をはじめ地方自治体や民間団体の役割が規定され、実施されていきます。とりもなおさず、犯罪被害者と被害者支援に対する理解と協力が、地域社会全体に広がっていくことになります。

犯罪被害者は悩み苦しみながらも、自ら立ち上がり、自らの生活をしていこうとするわけですが、もう一度元の生活というのは難しいことです。しかし、それが可能となれば地方自治体にとっても極めて大きな財産だと思います。したがって、ぜひ犯罪被害者へのご理解と被害者支援センターへの支援、協力をお願い申し上げます。 (要旨)



パネルディスカッション

「地域社会における被害者支援と条例の役割」

パネリスト

浅利 武さん	紀の国被害者支援センター事務局長
大岡 由佳さん	武庫川女子大学准教授
北條 正崇さん	奈良弁護士会弁護士 なら犯罪被害者支援センター理事

コーディネーター

川本 哲郎さん	京都犯罪被害者支援センター副理事長
---------	-------------------

パネルディスカッションでは、犯罪被害者に特化した条例の必要性について、先進地の被害者支援センターの代表、弁護士、研究者らが条例制定までの経緯、制定後の効果などを交えながら報告、意見を述べました。

センターと弁護士会の連携で条例制定へ



まず2019年4月、特化条例が施行された和歌山県の紀の国被害者支援センターの浅利武事務局長が、条例制定の意義や全国の犯罪被害者支援に関する条例制定状況について説明

し、「みんなで支えあう仕組みが構築されている条例が、被害者の拠り所となります」と強調しました。

そのうえで、和歌山県では、このパネルディスカッションのコーディネーターを務めている川本哲郎副理事長が田辺市で講演したのを和歌山県上富田町の町長が聴き、早速、条例案を作成したのが第1号となったと説明しました。その後、和歌山県の条例が施行されましたが、和歌山市と上富田町を除く同県内の28市町村に対しては、和歌山弁護士会のメンバーに各市町村を訪問して条例の制定を要請してもらい、6市町村が特化条例を制定、現在8市町村で検討中と報告しました。

当初、和歌山県も京都府と同様に「安全・安心まちづくり条例」の中に被害者支援の条項を盛り込んだ条例でスタートしましたが、紀の国被害者支援センターと和歌山弁護士会が連携して、県に働きかけ、条例制定の必要性を訴えたといいます。

その条例の理念について、浅利事務局長は「犯罪被害者は、身心の不調から生活上の問題、周囲の言動による傷つき、捜査・裁判等に伴う様々な負担を強いられる。これを社会全体で支えていきましょう、というのが理念です」と説明、「特に経済的支援の必要性を明記した条例の制定をお願いした」と話しました。

その結果、援助に精通している弁護士との無料相談費用を公費負担とする制度や、当面の生活資金の貸付制度などが盛り込まれた、といいます。

浅利事務局長の報告を受けて、コーディネーターの川本哲郎副理事長が「犯罪被害者支援の特化条例が大きく動きだしたのは2018年以降。これまでに47都道府県のうち32都道府県が特化条例を制定しています」と補足説明しました。そのうえで京都府内の全市町村が特化条例を制定しているが、いずれも「10年ほど前に制定され、現在のレベルアップした条例ができる前の条例であると自覚しなければ」と説明しました。



各市町村が賛助会員に

なら犯罪被害者支援センター理事の北條正崇弁護士は、被害者支援に力をいれている弁護士が多くない実状を指摘。「弁護士が被害者の状況を一番よく知っている時期や事件



というもあり、被害者支援の関係機関との連携のために、コーディネーターの役割を果たすこともあります」と話しました。被害者の代理人としての経験から、被害者にとっては「まず日常生活の支援とか、経済面の支援が必要であり、その時には地方公共団体による支援が必要である」と強調しました。

そのうえで奈良県の状況を説明。奈良県では、京都府の「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に相当する「生活安全条例」がありますが、それには被害者支援に関する条文が入りませんでした。そして2014年に交通犯罪で子どもを亡くされた遺族が県議会に特化条例を求める請願を提出されたことをきっかけに、条例制定へ動き出し、2016年に県条例が施行され、これまでに県内39市町村すべてに特化条例が制定された、と経緯を説明しました。

北條弁護士によると、奈良県の被害者支援の特徴は、特化条例を制定した市町村とその管轄の警察署、そして被害者支援センターが、それぞれ連携協定を結び、行政、警察、センターが情報を提供し合って被害者支援の充実につながるようにしている点だといいます。また、もう一つの特徴として各市町村が支援センターの賛助会員になっている点を挙げられました。「人口1人当たり2円で計算した賛助会費をセンターに納めていただく」仕組みです。「被害者支援センターとしては、用途を限定されず、自由に運用費として、そのお金を使えるというメリットがあります」と話しました。

北條弁護士は、被害者代理人の経験から「被害者が

きちっと賠償を受けられない理不尽な実態がある。加害者の財産を見つけるための制度、加害者の預貯金を調べる制度もあるが、そうした制度を利用するには費用が必要」と話し、「地方公共団体に経済的支援の充実をお願いしたい」と強調しました。さらに被害者に対する途切れのない支援について「最初は警察、検察庁、弁護士、被害者支援センターが集中的に支援するが、その後が続いていない。生活保護とか福祉の関係まで含めて長い目で見ていくために、コーディネーター役が必要だ」と提案しました。



北條弁護士の意見を受けて、川本副理事長は「弁護士の中で刑事弁護をされる方は少数。その中でも被害者支援をする弁護士は少なく、ぜひ今後その数を増やしてほしい」と

話し、賛助会費については和歌山県でも同様のことをされていると紹介。京都府には、特化条例を制定する際、「大学との連携」などについても検討してもらいたい、と注文をつけました。

被害者の権利に敏感になることが市民全体の利得に

ソーシャルワーカーとしての経験、性暴力被害者支援センターとのかかわりも深い武庫川女子大学の岡由佳准教授は、現在の犯罪被害者の置かれている状況を分析し、求められている被害者支援と、それに伴う条例についての考察を発表しました。



岡准教授は、障害者権利条約の中で強調された「社会モデル」という考え方をを使って犯罪被害者支援分野を考察しました。従来は被害者をみる時に「医学モデ



ル」でみる視点が強かったと説明。精神科医や弁護士といった専門職が、この問題に携わり、被害者という存在がトラウマやPTSDを負うような存在であり、そして法律家によって裁判を提起、権利を認めてもらう、という流れだったと述べました。

そして「医学モデル」による捉え方が少しずつ変化し、「生活モデル」という捉え方になっていった、と述べました。犯罪被害者が「二次被害」を受けることなどから、被害者の身心に関する問題だけでなく、被害者をめぐる環境のなかで生じてくるさまざまな問題や課題があり、そうした点についても支援が必要になるという考え方です。

さらに、大岡准教授は「これからの時代は、『社会モデル』を通じて犯罪被害者を捉えた支援、サポートが求められている」と主張しました。この社会モデルという考え方は、「さまざまな犯罪被害者が困る問題や課題は、実は社会が作ったものなのだ」という捉え方です。

例として、駅舎のエレベーターを取り上げ、身体障害者の方が移動するために設置されたが、現在では子どもも、サラリーマンも多くの人が利用する。エレベーターを設置することで様々な人がそこで利得を得るようになるという発想が「社会モデル」の考え方であると説明しました。

これを犯罪被害者支援に当てはめると、犯罪被害者の様々な問題は社会が作ったものであり、それを少なくしていけば、「犯罪被害者だけでなく、最終的には社会全体、市民全体に利得がある」と考えていくのが「社会モデル」だと言います。だから「犯罪被害者の権利に私たちが敏感に反応していくことが、実は犯罪被害者だけでなく、市民全体の利得につながる」と強調しました。

そうした「社会モデル」の考え方から、特化条例の必要性についても言及。「犯罪被害者は様々な困難が、個々の異なる状況の中で発生する。一律の対応でなく、状況に応じて足りない部分を手当てしていく、それを条例によって保障すれば、被害者もまた人生を歩むこ

とが可能になるのではないのでしょうか」と訴えました。

各地の特化条例制定が日弁連の柱の一つ

3人のパネリストの報告、意見を踏まえて川本副理事長は、今回のシンポジウムの意味について「地方自治体の条例に焦点を当てましたが、やはり地域社会という視点も重要。自治体だけでなく社会の問題であるということ、地域社会における条例の重要性を論じていただきました」と述べ、京都府の特化条例制定に向けて一歩踏み出したことを報告しました。

会場からも様々な質問、意見が出され、奈良県の1人当たり2円の賛助会費については「とてもいい制度。税金で支払われることで被害者に対する理解が進む」と感想を述べた参加者もいました。また京都弁護士会の弁護士からは「日弁連では、各地に特化条例を制定して被害者支援を充実させるのが一つの大きな柱になっています」と説明し、京都府内の市町村に特化条例があるのに、府条例がないことから、弁護士会として条例検討チームを作って活動していることを報告しました。

また別の条例検討チームの弁護士からは、京都府北部での被害者支援の状況について「見舞金の申請を受けている市町村もあったが、遺族が違う地域に住んでおり、支払いできなかった事例を聞いた。ぜひ広域的な支援や緊急の支援、あるいは専門職との連携や生活資金の援助などを京都府が音頭をとってやってもらえれば」と訴えました。

最後に川本副理事長が、被害者の生活支援に家事援助、育児介護援助などを盛り込んだ埼玉県支援条例を例に取り上げ、「日本全国で様々な支援のアイデアが出てくるのを目の当たりにしています。特化条例が制定されることによって、被害者支援の質が向上していく、いろいろなアイデアが出てくる。今後、こういう動きが広がっていくことを期待したい」と締めくくりました。

(要旨)



京田辺市 公開講座

～轢き逃げ事件の遺族となって～

令和4年2月2日京田辺市立中央公民館に於いて、犯罪被害者ご遺族の西口久恵氏を講師にお迎えし「轢き逃げ事件の遺族となって」と題した公開講座が開催されました。新型コロナウイルス感染防止対策のため、参加は京田辺市 HP からの申し込みによる予約制となり、会場では検温・消毒・換気などの配慮がとられました。

講演では、普段の日常が一瞬にして奪われる理不尽な辛い思いと恐怖感の中で、加害者が優先される「刑事裁判を頑張らないと」いけない現実が語られました。西口氏は、『多くの方は交通犯罪についての知識が全くないまま突然に当事者になる。事件後どのような経験をしてどのように感じるのかについての話を聞くことは、受ける衝撃を少しでも減らすこともあるし、地域の方々が当事者とどの様に接したらいいかについても理解できる。それが声掛けなどの支援につながる』と話され「理解者は支援者」という言葉が実感できま



した。また、西口氏は犯罪被害支援センターと繋がることで、あるがまま何度も話せる安心感の中で少しずつ自分と向き合うことができたと話され、改めて地域の中で市民が寄り添える温かい社会を作ること、必要な支援を届ける活動の大切さを感じました。

最後に『人から私は強いと言われるがそんなことはない、どんな時も辛い気持ちで自分と向き合っている』と語られたことが強く心に残った講演でした。(M.K)



わたしは黙らない～性暴力をなくす30の視点

(合同出版編集部 (合同出版株式会社))



先駆的に取り組んできた人、彼女らを支援・代弁してきた人らが、それぞれの体験を踏まえ、性暴力をなくすために何が必要か、何をすべきか、具体的な対策や課題などを30(人)の視点として提起する。

例えば、実父から長年にわたり性被害を受けてきた女性や強い酒を何杯も飲まされ性交を強いられた女性ら

卑劣な性暴力の被害に遭った人たちが、辛さや苦しみ、怒りや悔しさを抱えながら「#MeeToo」「わたしも」と名乗り出る。アメリカで始まったこの運動が日本でも、加害者の告発にとどまらず、社会の有り様を問う大きなうねりになった。この本では、いま立ち上がった被害者や

の訴えに相次いだ無罪判決への抗議で始まった「フラワーデモ」、仕事でヒールやパンプスを強いられることに「なぜ女性だけ?」と投げかけた#KuToo運動、メディア界やAV界でのセクハラや性被害の告発等々。これまで「女性だから」「それが仕事」「自分の責任」「我慢すれば」「あなただけではない」などと口を封じられ、心を塞がれてきた性被害者たちが、事実を傍観し、軽視し、時には嘲笑してきた社会の加害性を厳しくとがめていることに気づかされる。

なお、女性たちの勇気ある行動に反感や違和感を抱く人には、日本の公共空間にはびこる「マチズモ=男性優位主義」の不条理、不平等を、女性編集者からの問題提起を受けて男性の目で検証した武田砂鉄著『マチズモを削り取れ』(集英社)の併読を勧めたい。さまざまな「マチズモ」に安住しがちな日常があぶり出され、深く自省を迫られた。(T.A)



ご支援に感謝いたします

[ホンデリング] 令和2年12月1日～令和3年11月30日

個人	28名
事業所等	54団体
総冊数	12,917冊
合計	449,845冊



センター活動報告 (令和3年11月1日～令和4年1月31日)

【研修】

23期生期別研修会 (11/16、12/13、1/26)
 月例研修会 (1/8)
 事前研修会 (京都) (1/14、1/27、1/31)
 事前研修会 (北部) (1/17、1/27、1/31)
 直接的支援実地研修 (1/17～1/21)

京都府警察性犯罪捜査専科教養 (11/18)
 宮津犯罪被害者支援連絡協議会総会 (11/24)
 伏見犯罪被害者支援連絡協議会総会 (11/26)
 京都府上京警察署 (12/14)
 京都家庭裁判所 (12/14)

【広報】

ラジオ出演 (FMおとくに) (11/10)
 生命のメッセージ展in京都 (京都テルサ) (11/13)
 生命のメッセージ展in京都 (イオンモール高の原) (11/14)
 クラウドファンディング会議 (11/26、12/10)
 犯罪被害者支援講演会 (宇治市) (12/1)
 第22回犯罪被害者支援京都フォーラム (12/4)

【会議】

京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター
 会議 (12/7)
 運営委員会 (12/17)
 京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修 (12/21)
 京都府犯罪被害者支援に関わる有識者からの意見聴
 取会 (1/24)
 理事会 (1/28)

【講師派遣】

亀岡犯罪被害者支援連絡協議会総会 (11/17)

【その他】

京都府公益法人立入検査 (11/9)

◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

正会員	年会費 5,000 円
賛助会員	個人会員年会費 1 □ 3,000 円
	団体会員年会費 1 □ 3,000 円
	法人会員年会費 1 □ 30,000 円

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が
 受けられます。ご不明な点は事務局までお問合せください。

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

次のいずれかの口座にお振込ください。(振込
 手数料のご負担をお願いします)

振込口座：京都銀行 府庁前支店 (普通) 3939038
 口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 理事長 山下俊幸 (ヤマシタトシユキ)

郵便振替口座番号：00980-0-128119
 加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

編集後記

初めて他の支援センターで研修を受ける機会に恵まれました。
 お世話になったみなさま、ありがとうございます。見るも
 の全てが新鮮でとても勉強になりました。印象に残ったのは、
 「支援者はみな同じ方向を向いて活動しているのだから決して
 独りではない」ということ。数えきれないほど多くの仲間が
 同じ方向を向いて活動していると思うと、心強い限りです。「支
 援」の意味を教えていただいた気がしました。

ホームページもご覧ください
<http://kvsc.kyoto.jp/>
 発行者 公益社団法人
 京都犯罪被害者支援センター
 理事長 山下俊幸
 事務局 TEL & FAX 075-415-3008
 E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp
 印刷 株式会社ティ・プラス

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。